

令和4年度 一般社団法人広島県法面協会  
技術講習会講演資料

令和4年11月9日  
広島YMCA国際文化センター

## 工事検査と成績評定について

### 目 次

1	令和4年度入札・契約制度の改正について（抜粋）	2～10
2	令和3年度工事評定結果	11～19
3	優良建設工事等表彰事務取扱要領（別表）	20
	・令和5年度の表彰要件について	21～25
4	災害工事評定について	26～27
	・災害復旧工事の加点について	28
5	工事関係書類について	29～31
6	土木工事成績評定基準（抜粋）について	32～58
7	埋設占用物件等への事故防止対策の徹底について（参考）	59～60



# 令和4年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

## I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2021」に基づく、「確かな競争力を発揮する建設産業」「担い手確保と働き方改革」「建設産業の生産性向上」「災害時に力を発揮する建設産業」の4分野における具体的な取組を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

## II 改正内容等

### 建設工事に係る改正

- 予定価格の事後公表の拡大**【令和4年6月～】 (P3)  
建設工事に係る予定価格を事後公表する対象工事を拡大することとし、建設工事における適正な見積り及び競争を促進する。
- 週休2日モデル工事等の改正**【令和4年6月～】 (P4)  
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、週休2日の取組を進める。
- 快適トイレモデル工事の改正**【令和4年6月～】 (P6)  
「担い手確保と働き方改革」の実現に向け、快適トイレを現場に設置し、労働環境の改善を図る。
- ICT活用工事の拡大**【令和4年6月～】 (P7)  
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、ICT活用工事の適用工種の拡大、「受注者希望型」の導入、簡易型ICT活用工事の導入を行う。
- 建設工事に係る総合評価落札方式の改正**【令和4年6月～】 (P9)  
総合評価落札方式の評価項目等について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 低入札価格調査制度の強化**【令和4年6月～】 (P16)  
透明性の高い市場環境の整備を図るため、低入札価格調査制度を改正し、適正な競争と工事品質を確保する。
- 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の導入**【令和4年6月～】 (P17)  
技能労働者の確保・育成と処遇の改善の促進に向け、建設キャリアアップシステムについて、活用を条件とした入札を行う。
- 工事成績条件付き一般競争入札の改正**【令和4年6月～】 (P18)  
広島県土木建築局が発注する建設工事について、工事成績の実績を要件とした「工事成績条件付き一般競争入札」を改正し、優良な県内企業の受注機会の確保を図る。
- 優良建設工事等表彰制度の改正**【令和4年6月～】 (P19)  
県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、要件項目を変更する。

## 測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 10 **業務に係る総合評価落札方式の改正**【令和4年6月～】 (P20)  
総合評価落札方式の評価項目等について、総合評価落札方式の評価項目を一部改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。
- 11 **管理技術者の兼務制限の緩和**【令和4年6月～】 (P22)  
測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和する。

## 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務共通の改正

- 12 **C I M推進モデル業務の試行拡大及びC I M活用工事の開始**【令和4年6月～】 (P23)  
「建設産業の生産性向上」の実現に向け、建設現場の生産性向上を図るため、C I Mモデル工事を導入する。
- 13 **契約締結手続き期間の見直し**【令和4年6月～】 (P24)  
建設工事の入札契約の円滑化を図るため、契約手続き期間の5日間について、休日を除く取扱いとする。
- 14 **工事（業務）費内訳書の改正**【令和4年6月～】 (P25)  
電子入札システムを利用した入札参加資格者に対し、提出書類の内容を簡略化し分かりやすい仕組みに改善を図る。

## 入札参加資格認定等に係る改正

- 15 **令和5・6年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P30)  
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する建設工事等に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。
- 16 **令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P31)  
令和5年度及び令和6年度において、県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格認定に係る主観的事項の追加等を行う。

## 5 建設工事に係る総合評価落札方式について

### 1 趣旨

「確かな競争力を発揮する建設産業」、「担い手確保と働き方改革」の実現に向けて、総合評価落札方式の評価項目について、生産性の向上や担い手の確保・育成を考慮した内容へ改正し、価格と品質で総合的に優れた調達環境の整備を図る。

### 2 評価項目の改正点

#### (1) 企業の施工能力「ICT活用工事の施工実績」の追加

建設現場の生産性の向上を目指し、ICT活用工事の普及拡大を図るため、これまでの「情報化施工技術の活用」に代わり、過去2年間に完成した公共工事等が発注した工事で、「ICT活用工事の施工実績」がある者を加点点評価する。

当該工事をICT活用工事（ICT法面工は除く）で発注する工事を評価対象として設定するものとし、実績として評価する工事は、当該工事と同じ業種で発注されたICT活用工事又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
ICT活用工事の施工実績	ICT活用工事の施工実績あり	1.0点
	簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事を含む）の施工実績あり	0.5点
	施工実績なし	0.0点

ICT活用工事とは	簡易型ICT活用工事とは
<p>次の(1)～(5)の<u>全ての段階</u>でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。</p> <p>(1) 3次元起工測量</p> <p>(2) 3次元設計データ作成</p> <p>(3) ICT建設機械による施工</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p> <p style="text-align: right;">} <b>【必須】</b></p>	<p>次の(1)～(5)のうち、(1)及び(3)の実施を選択することができ、ICT施工技術を部分的に活用することを簡易型ICT活用工事とする。</p> <p>(1) 3次元起工測量 <b>【選択】</b></p> <p>(2) 3次元設計データ作成 <b>【必須】</b></p> <p>(3) ICT建設機械による施工 <b>【選択】</b></p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理 <b>【必須】</b></p> <p>(5) 3次元データの納品 <b>【必須】</b></p>

(対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局)

(2) 配置予定技術者の能力「優秀技術者の表彰」における若手優秀技術者表彰の追加

若手技術者の確保、育成を図るため、これまでの「優秀技術者の被表彰者」に加え、「若手優秀技術者の被表彰者」を加点評価する。

「若手優秀技術者の被表彰者」を評価項目とする対象工事は、土木一式工事とする。

令和4年6月1日以降に公告する工事		
主任（監理）技術者が優秀技術者又は若手優秀技術者の被表彰者に該当	優秀技術者の被表彰者に該当	1.0点
	若手優秀技術者の被表彰者に該当 （土木一式工事のみ選択）	0.5点
	該当なし	0.0点

「優秀技術者・若手優秀技術者の表彰」の評価対象年度

優秀技術者	公告日	R3. 9. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和元， 2， 3年度表彰	令和3， 4年度表彰
若手優秀技術者	公告日	R4. 6. 1～R4. 8. 31	R4. 9. 1～R5. 8. 31
	対象年度	令和3年度表彰	令和3・4年度表彰

（対象部局：農林水産局，土木建築局（営繕課を除く），商工労働局，企業局）

(3) 企業の施工能力「建設キャリアアップシステムの活用」の適用拡大

技能労働者の確保・育成と処遇改善に向け、設計金額に関わらず、建設キャリアアップシステムを当該現場で活用する者を加点評価する。

「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。

令和3年6月1日以降に公告する工事		
建設キャリアアップシステムの活用	活用する	1.0点
	活用しない	0.0点

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

(4) 地域貢献「広島県公共土木施設災害支援制度に基づく活動実績の有無」の削除

広島県公共土木施設災害支援制度の廃止に伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，企業局）

(5) 施工体制評価の対象工事の変更

設計金額5億円以上の工事は、低入札価格調査の強化及び工事中の施工体制等の確認によりダンピング対策を講じることに伴い、評価項目から削除する。

（対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局）

### 3 評価方法の改正点

- (1) 企業の施工能力「工事成績の平均（最高）点」、配置予定技術者の能力「工事成績の平均（最高）点」における評価対象期間の変更

令和3年度に引き続き、評価対象期間を1年延長する。

例 企業の施工能力「工事成績3件の平均点」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R5. 4. 1～R6. 3. 31
評価対象期間	平成28年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	平成29年4月1日から 公告日の前日まで (5年)	令和元年4月1日から 公告日の前日まで (4年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

- (2) 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」における評価対象年度の変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、継続教育（CPD）の単位取得が困難であったことから、令和3年度に引き続き、評価対象年度を1年延長する。

例 配置技術者の能力「継続教育（CPD）」の評価対象期間

公告日	R3. 4. 1～R4. 3. 31	R4. 4. 1～R5. 3. 31
評価対象期間	平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年)	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで (3年)

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

#### 4 その他

##### (1) 技術提案に係る概算工事費（増加分）の根拠資料の提出

技術提案の履行の確実性を担保するため、技術提案に係る概算工事費（増加分）について、その工事費の内訳を技術提案書に記載することとする。

(技術提案書)

■品質に関する課題		〇〇〇について				
提案は下表にて作成すること。						
No.	評価の視点 (提案目的)	提案項目	提案内容	標準案との相違点	概算工事費 (増加分) (千円)	期待される効果及び 提案の確実性
	●●●に関する工夫				400千円	
(概算増加工事費の根拠事例)						概算増加工事費 と一致すること
例1 標準案に対して、材料等を変更する提案の場合						
項目	規格	数量	単位	単価	金額	
(標準) 〇〇〇 (材料)	〇〇〇	100	m <sup>3</sup>	3,000	300,000	
(提案) △△△ (材料)	△△△	100	m <sup>3</sup>	7,000	700,000	
概算増加工事費					400,000	
例2 標準案に対して、工法等を変更する提案の場合 (過去事例から算出する場合)						
項目	規格	数量	単位	単価	金額	
(過去事例)	令和〇年度 主要地方道〇〇線 道路改良工事 (〇工区)					
〇〇工法	15,300,000 円 ÷ 1000m <sup>3</sup> = 15,300 円/m <sup>3</sup>					
(標準) 〇〇工法		500	m <sup>3</sup>	10,000	5,000,000	
(提案) 〇〇工法		500	m <sup>3</sup>	15,300	7,650,000	
概算増加工事費					2,650,000	

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)

##### (2) 技術提案に係る提案書の記載の条件

技術提案に係る提案書について、次のとおり記載の条件を設定する。

- ①文字の大きさ：9ポイント以上。
- ②1視点あたりの枚数：A4用紙 3枚以内 (図表やカタログ等の参考資料も含む)。
- ③図表やカタログ等：文字の大きさは問わないが、読み取り可能な大きさ。

(対象部局：農林水産局，土木建築局，商工労働局，企業局)



(3) 特殊設備工事の取扱い

特殊設備工事（トンネル設備工事，排水機場ポンプ（機械）設備工事，ダム管理制御設備工事その他これらに類する工事）における総合評価落札方式の取扱いについては，広島県建設工事総合評価落札方式実施要領を適用する。

（対象部局：土木建築局）

5 施行期日

令和4年6月1日以降に公告する工事から実施

3 (1)，(2) については，令和4年4月1日以降に公告する工事から実施

令和5年6月1日以降に公告する工事における改正点（予定）

○ 配置予定技術者の能力「ICT活用工事の実績」を追加

ICT活用工事の品質確保のため，配置予定技術者において，公共発注機関が発注したICT活用工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した実績を加点評価する。

○ 令和5・6年度建設工事入札参加者名簿作成による災害復旧工事の受注実績の更新

令和5・6年度建設工事入札参加者名簿の作成にあたり，災害復旧工事の受注実績の評価対象期間を変更し受注実績を更新する。

	評価対象期間
令和3・4年度名簿	平成28年11月1日から令和2年10月31日
令和5・6年度名簿	平成30年11月1日から令和4年10月31日

※対象工事は，評価対象期間に引き渡しを受けた災害復旧工事等とし，応急復旧工事は対象外。

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
<b>(1) 技術提案</b>			<b>8.0～11.0</b>	<b>8.0～15.0</b>	<b>16.0～27.0</b>
① 品質に関する課題				(4.0)8.0	(8.0)16.0
② 施工に関する課題			(4.0)8.0	◎4.0	◎8.0
③ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
<b>(2) 企業の施工能力</b>	<b>6.0～10.0</b>	<b>11.0～15.0</b>	<b>11.0～15.0</b>	<b>11.0～15.0</b>	<b>11.0～15.0</b>
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去5年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去3年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 登録基幹技能者の配置（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑤ 自社施工（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑥ 建設キャリアアップシステムの活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 「広島県長寿命活用制度」登録技術者の活用実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
⑧ ICT活用工事の実績の有無（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
<b>(3) 配置予定技術者の能力</b>	<b>10.0～11.0</b>	<b>10.0～11.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>	<b>8.0～9.0</b>
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 若手・女性技術者の配置	2.0	2.0			
③ 過去9年間の工事成績3件の平均点（過去6年間の工事成績の最高点※）※「実績評価2型」限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無			2.0	2.0	2.0
過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0			
⑤ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 過去3年間の継続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑦ 主任（監理）技術者が過去3年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当※若手優秀技術者は土木一式のみ	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>(4) 地域の精通性</b>	<b>4.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>	<b>1.0</b>
① 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無 ※「自社工場」は<選択>	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
<b>(5) 地域貢献の実績</b> (発注事務所管内での実績に限定)	<b>2.0～8.0</b>	<b>1.0～3.0</b>			
① 過去1年間のボランティア活動の実績の有無（マイト、ラブリバー制度認定）	2.0	1.0			
② 過去5年間の地域維持業務の受注実績【土木一式のみ】※昼夜問わず緊急対応が必要な業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉閉閉業務）	◎2.0				
③ 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績【土木一式のみ】	◎4.0	◎2.0			
<b>(6) 施工体制評価</b>	<b>5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>0～5.0</b>	<b>5.0</b>	<b>0～5.0</b>
① 調査基準価格以上の場合加点。ただし、前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であったものは調査基準価格以上の応札者と同様に加点。（選択）※5億円未満のみ	5.0	5.0	◎5.0	5.0	◎5.0
<b>(7) 指名除外の状況</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>	<b>-1.0</b>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
<b>合計</b>	<b>27.0～38.0</b>	<b>28.0～35.0</b>	<b>28.0～41.0</b>	<b>33.0～45.0</b>	<b>36.0～57.0</b>
<b>配点（換算値）</b>	<b>50点換算</b>	<b>50点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>60点換算</b>	<b>70点換算</b>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)①、②において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

※成績点の評価対象期間の改正はR4.4からとし、表彰の評価対象期間の改正はR4.9からとする。

下線部は変更箇所

## 9 優良建設工事等の表彰制度について

### 1 趣旨

「担い手確保と働き方改革」や「建設産業の生産性向上」の実現に向けて、優良建設工事等の表彰制度について、次のとおり要件項目を変更する。

### 2 内容

令和5年度表彰の要件項目（下線部が新規追加・改正した箇所）

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICT の活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施, 若手・女性登用等
0.5点	・表彰対象工事における簡易型 ICT 活用工事の実施	<del>・マイロード・ラブリバー</del> <u>いずれかの登録, 実施</u>	・ <u>表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施</u> ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムへの登録の活用
1点	・表彰対象工事における ICT 活用工事の実施（簡易型を除く） ・ <u>表彰対象工事における広島県長寿命化技術活用制度の登録技術の活用</u>	<del>・マイロード・ラブリバー</del> <u>双方の登録, 実施</u> ・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・ <u>表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工</u>
2点	・ <u>表彰対象工事における広島県建設分野の革新技术活用制度の登録技術の活用</u>	—	・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工 ・ <u>表彰対象工事における女性技術者による施工</u>

※ 小数第1位以下は切り捨てる（例87.5点→87点）。

### 3 施行期日

令和4年度に引渡しを受けた建設工事を対象とした令和5年度表彰から適用

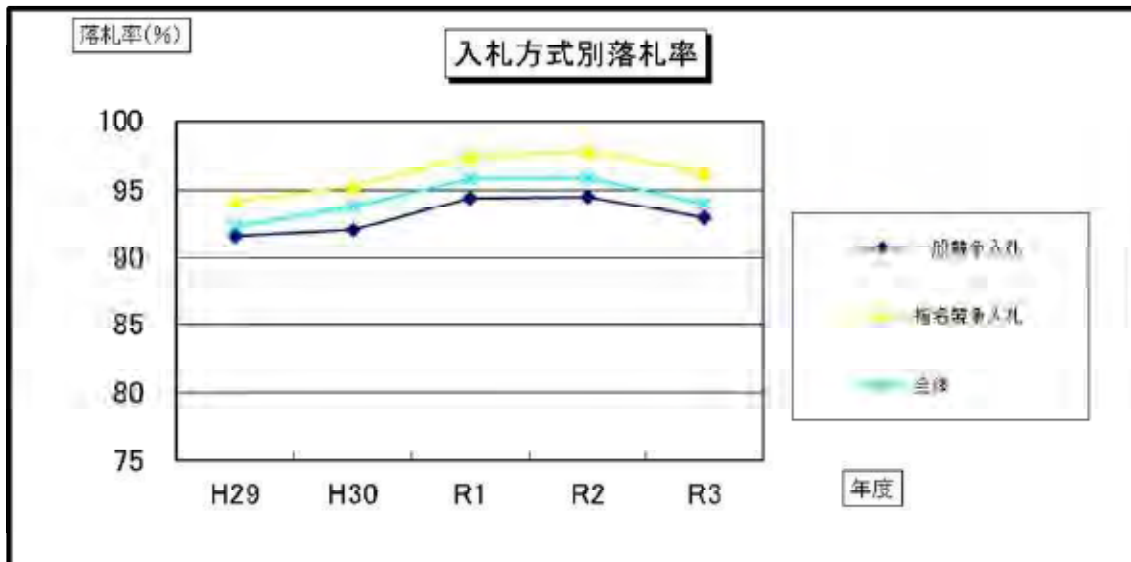
（対象部局：全部局）



土木建築局における過去5か年の年度別・入札方式別の工事発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和3年度	566 件 53,348,786 千円 92.9 %	239 件 8,057,154 千円 96.3 %	805 件 61,405,939 千円 93.9 %
令和2年度	573 件 48,742,129 千円 94.5 %	435 件 12,440,710 千円 97.8 %	1008 件 61,182,838 千円 95.9 %
令和元年度	515 件 38,391,501 千円 94.4 %	440 件 21,711,384 千円 97.4 %	955 件 60,102,885 千円 95.8 %
平成30年度	406 件 44,575,327 千円 92.0 %	416 件 15,914,877 千円 95.3 %	822 件 60,490,204 千円 93.7 %
平成29年度	610 件 31,700,375 千円 91.6 %	210 件 1,794,577 千円 94.2 %	820 件 33,494,952 千円 92.3 %

- (契約件数) 件 ※ 予定価格250万円未満の工事及び随意契約を除く。  
 (契約金額) 千円 ※ 千円未満は、四捨五入  
 (平均落札率) % ※ 平均落札率は、各工事ごとに算出した落札率の単純平均



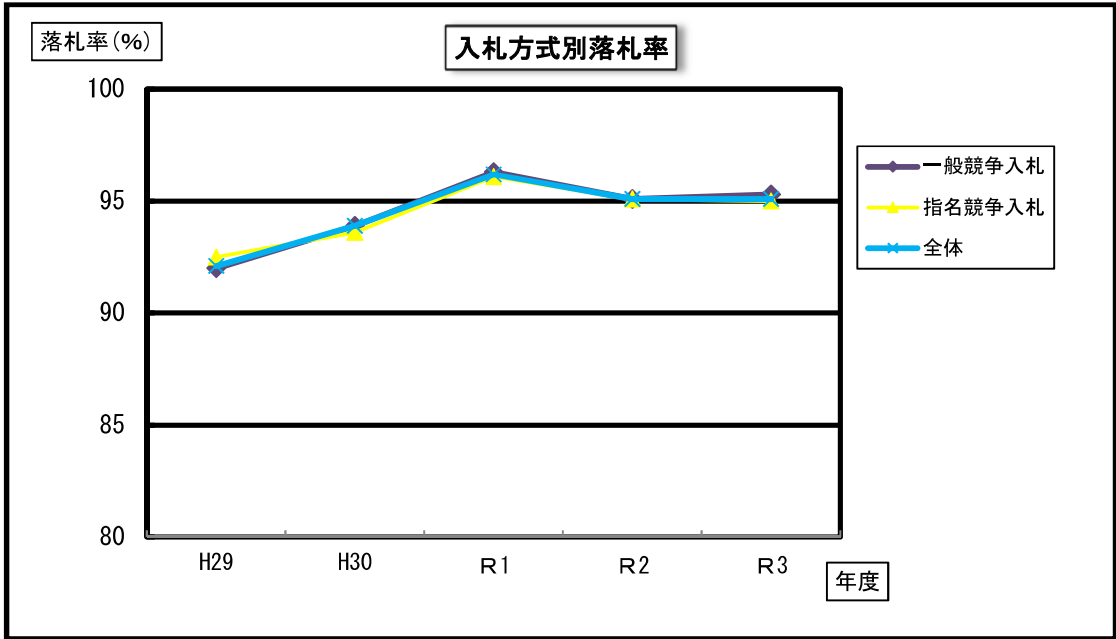
【令和3年度の土木建築局の落札率の状況】

- 令和3年度の落札率は、令和2年度（95.9%）と比べて2ポイント低下し、93.9%となっています。

農林水産局における過去5か年の年度別・入札方式別の工事発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和3年度	63 件 3,953,464 千円 95.3 %	71 件 1,987,301 千円 95.0 %	134 件 5,940,765 千円 95.1 %
令和2年度	72 件 7,628,958 千円 95.1 %	41 件 1,142,778 千円 95.1 %	113 件 8,771,736 千円 95.1 %
令和元年度	70 件 4,004,935 千円 96.3 %	38 件 1,710,360 千円 96.1 %	108 件 5,715,295 千円 96.2 %
平成30年度	75 件 3,613,268 千円 93.9 %	12 件 56,617 千円 93.6 %	87 件 3,669,885 千円 93.9 %
平成29年度	93 件 4,729,428 千円 92.0 %	9 件 46,087 千円 92.5 %	102 件 4,775,515 千円 92.1 %

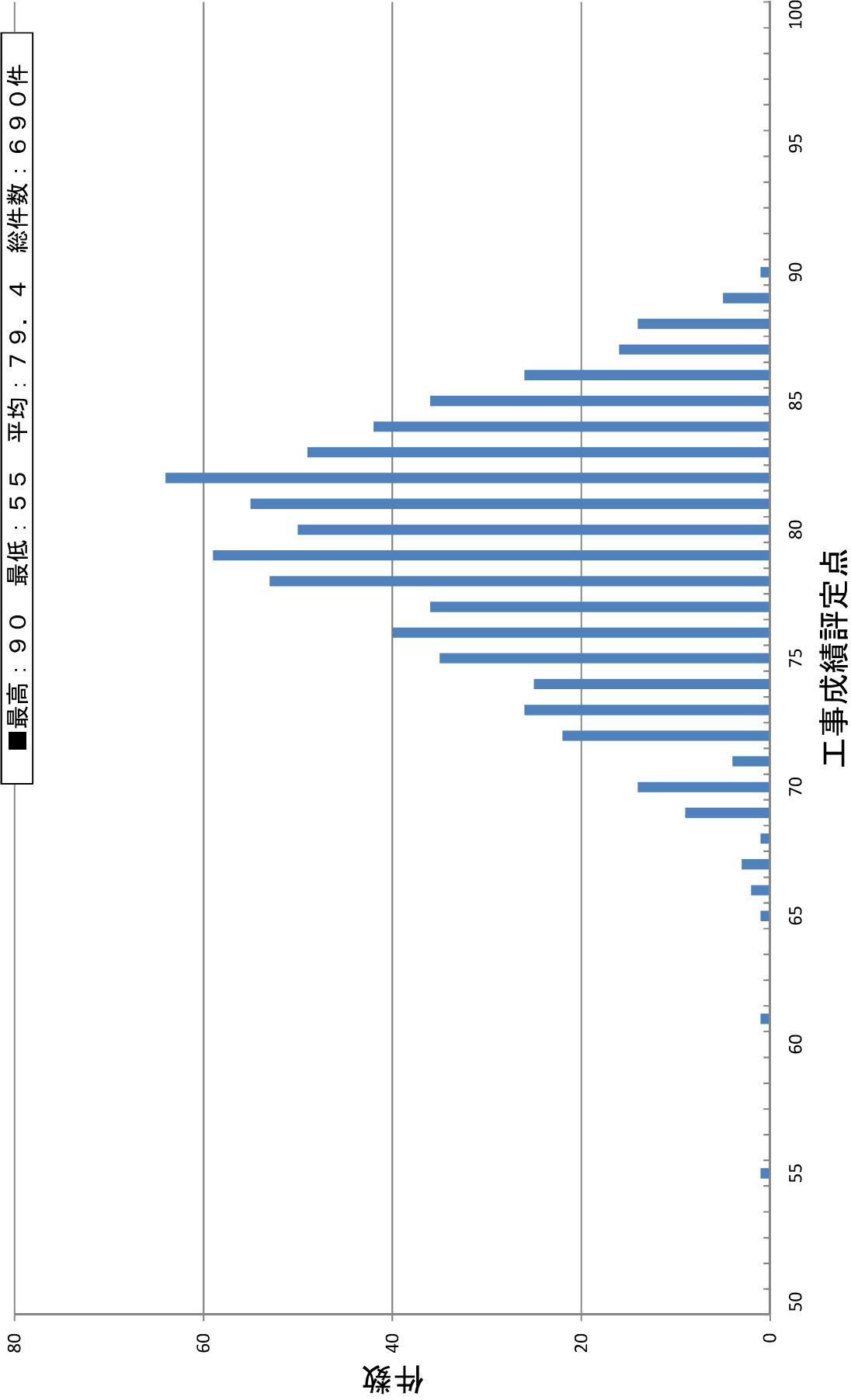
(契約件数) 件	※ 予定価格250万円未満の工事及び随意契約を除く
(契約金額) 千円	※ 千円未満は、四捨五入
(平均落札率) %	※ 平均落札率は、各工事の落札率の単純平均



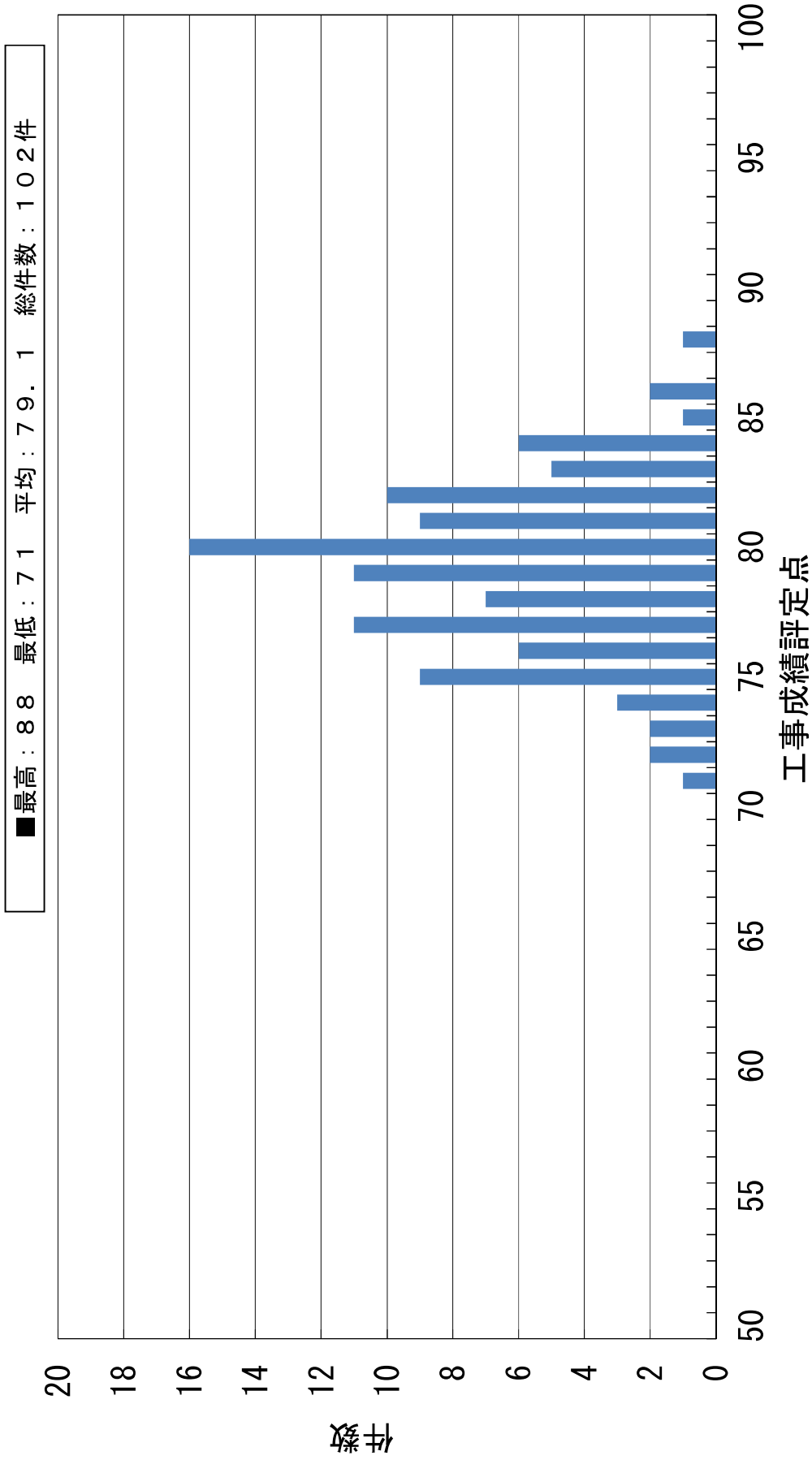
【令和3年度の農林水産局の落札率の状況】

- 令和3年度の落札率は、令和2年度（95.1%）と比べて横ばいで推移し、95.1%となっています。

# 令和3年度完成検査 工事成績評定結果（土木建築局）



# 令和3年度完成検査 工事成績評定結果 (農林水産局)

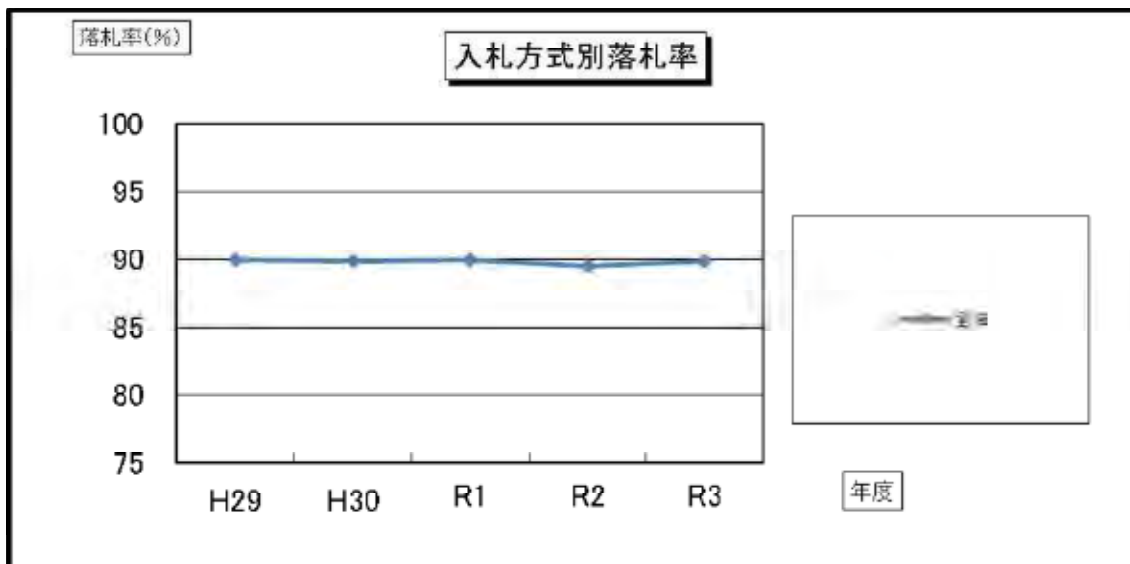




土木建築局における過去5か年の年度別・入札方式別の業務発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和3年度	— 件	483 件	483 件
	— 千円	7195432 千円	7195432 千円
	— %	89.8 %	89.8 %
令和2年度	— 件	436 件	436 件
	— 千円	6,438,660 千円	6,438,660 千円
	— %	89.5 %	89.5 %
令和元年度	— 件	431 件	431 件
	— 千円	7,318,469 千円	7,318,469 千円
	— %	89.9 %	89.9 %
平成30年度	— 件	389 件	389 件
	— 千円	5,887,300 千円	5,887,300 千円
	— %	89.8 %	89.8 %
平成29年度	— 件	537 件	537 件
	— 千円	8,393,334 千円	8,393,334 千円
	— %	89.9 %	89.9 %

- (契約件数) 件 ※ 予定価格250万円未満の業務及び随意契約を除く  
 (契約金額) 千円 ※ 千円未満は、四捨五入  
 (平均落札率) % ※ 平均落札率は、各業務ごとに算出した落札率の単純平均

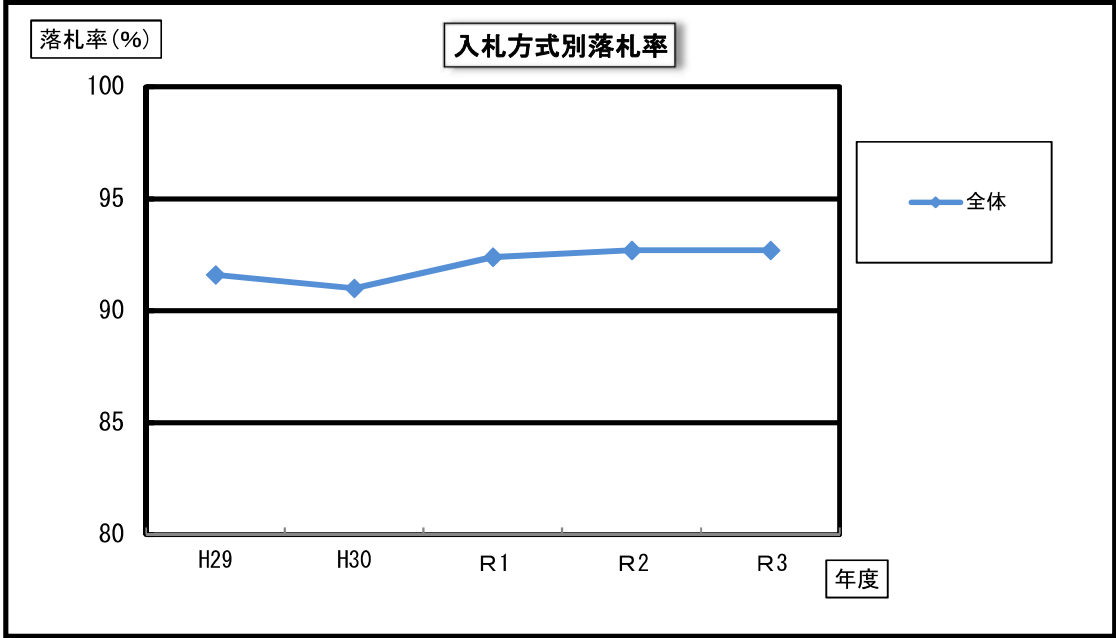


【令和3年度の土木建築局の落札率の状況】  
 ・令和3年度の落札率は、令和2年度（89.5%）と比べて0.3ポイント上昇し、89.8%となっています。

農林水産局における過去5か年の年度別・入札方式別の業務発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和3年度	— 件 — 千円 — %	85 件 1,283,801 千円 92.4 %	85 件 1,283,801 千円 92.4 %
令和2年度	— 件 — 千円 — %	84 件 1,507,189 千円 92.7 %	84 件 1,507,189 千円 92.7 %
令和元年度	— 件 — 千円 — %	69 件 842,671 千円 92.4 %	69 件 842,671 千円 92.4 %
平成30年度	— 件 — 千円 — %	43 件 566,422 千円 91.0 %	43 件 566,422 千円 91.0 %
平成29年度	— 件 — 千円 — %	82 件 816,037 千円 91.6 %	82 件 816,037 千円 91.6 %

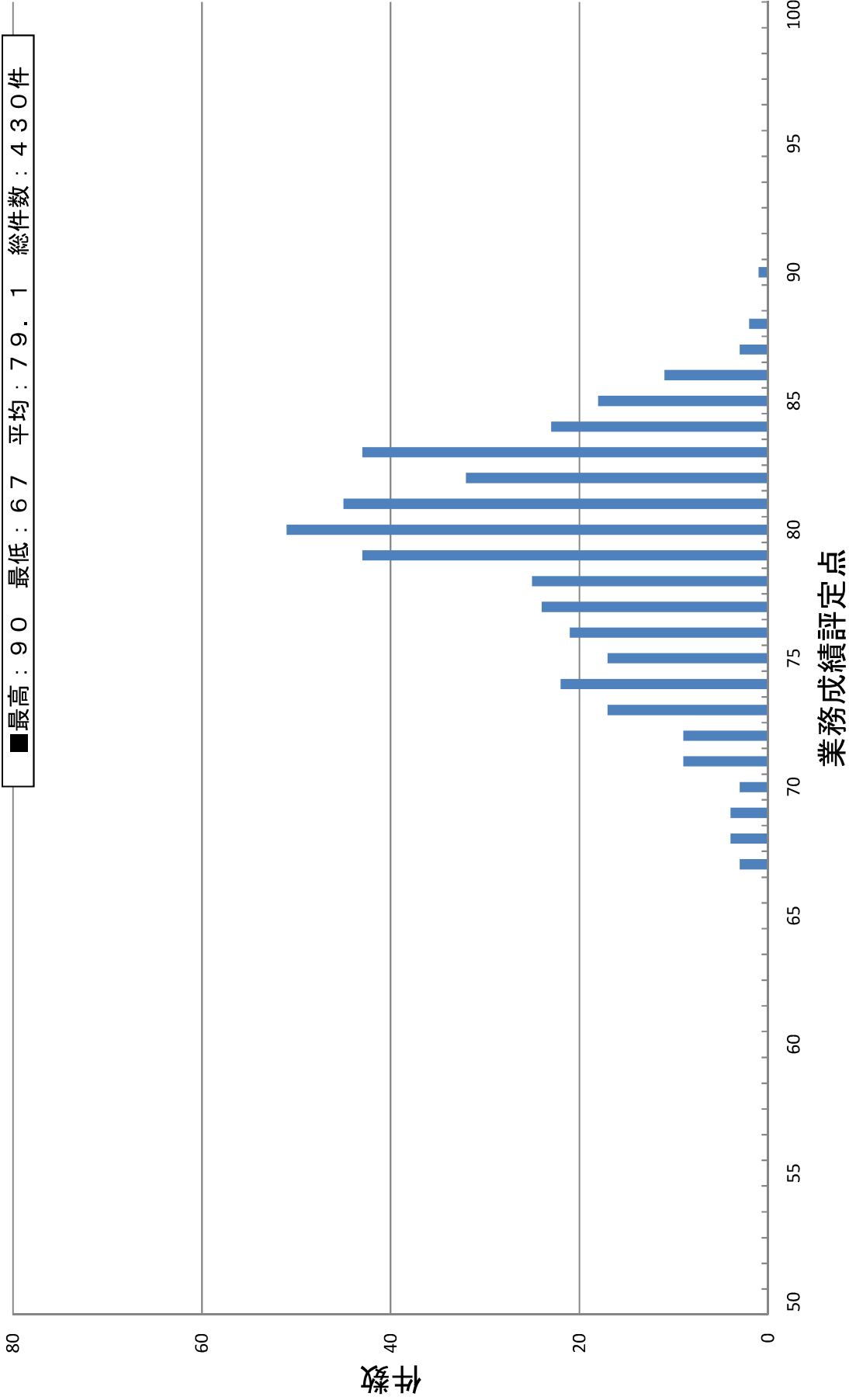
(契約件数)	件	※ 予定価格250万円未満の業務及び随意契約を除く
(契約金額)	千円	※ 千円未満は、四捨五入
(平均落札率)	%	※ 平均落札率は、各業務の落札率の単純平均



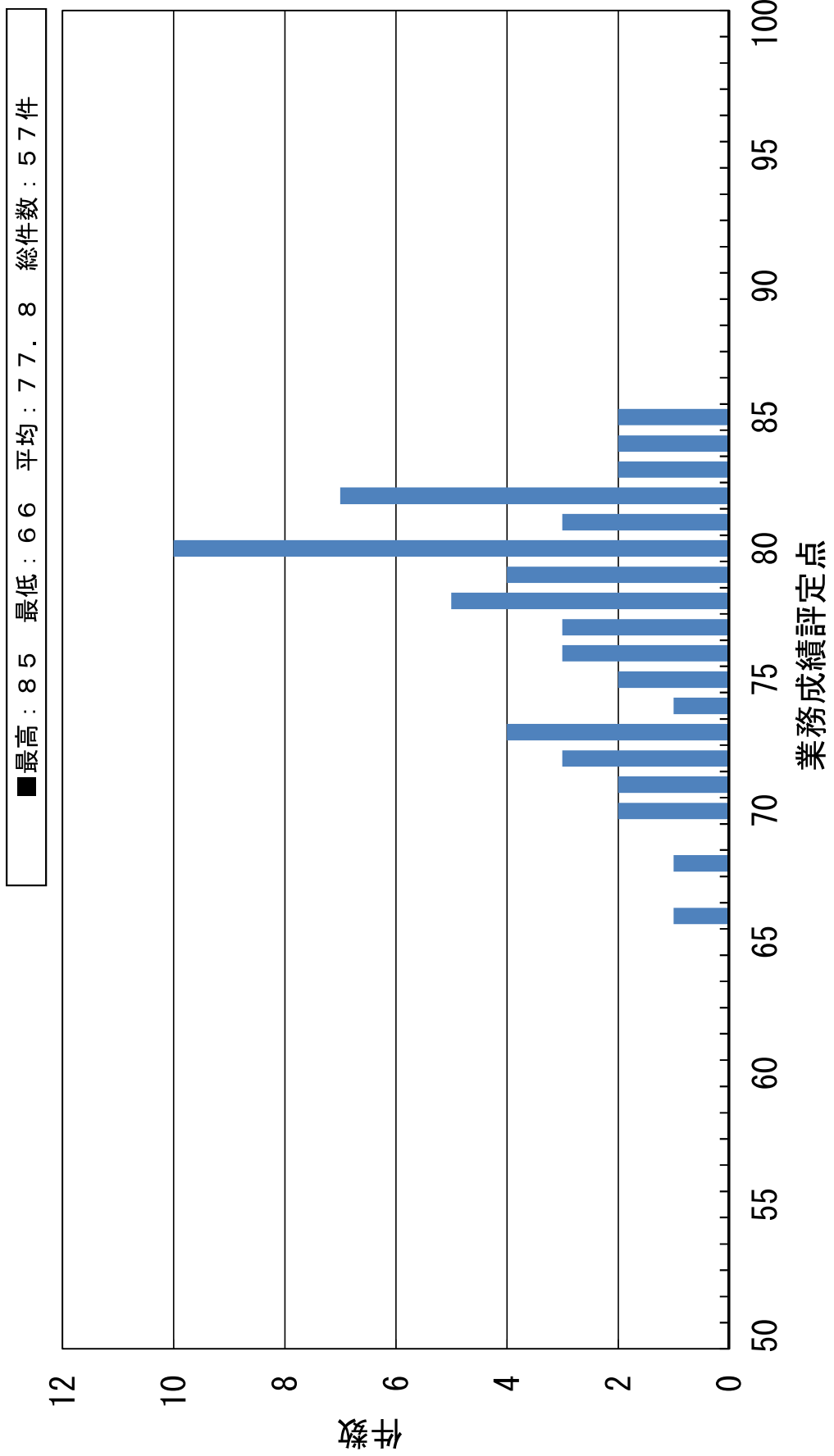
【令和3年度の農林水産局の落札率の状況】

- 令和3年度の落札率は、令和2年度（92.7%）と比べて0.3ポイント低下し、92.4%となっています。

# 令和3年度完成検査 業務成績評価結果（土木建築局）



# 令和3年度完了検査 業務成績評定結果（農林水産局）



用語の解説

用 語	解 説
一般競争入札	資格要件を定めて入札参加希望者を公募し、 <u>応募した全員が行う入札</u> です。
指名競争入札	発注者が、能力や実績等に基づいて選定した一定数の業者を指名して行う入札です。
落札率	落札価格を予定価格で除した率です。
完成検査・完了検査	契約の適正な履行を確認するもので、基準にあっていないか、異常はないかなどについて、 <u>完成時に書類や目的物を確認すること</u> です。
工事成績評定点	監督や検査を通じて、 <u>工事の施工状況・出来形・品質等の評価を行い、これを点数化したもの</u> です。



別表 1

区分	業種又は分野	基準点数	選考基準
工事	土木一式工事， 建築一式工事， 電気工事， 管工事， 機械器具設置工事， 水道施設工事	84点	87点
	大工工事， 左官工事， とび・土工・コンクリート工事， 解体工事， 石工事， 屋根工事， タイル・れんが・ブロック工事， 鉄筋工事， 板金工事， ガラス工事， 熱絶縁工事， 電気通信工事， 造園工事， さく井工事， 建具工事， 消防施設工事， 清掃施設工事	85点	88点
	プレストレストコンクリート工事， 法面処理工事， 鋼構造物工事， 鋼橋上部工事， 舗装工事， しゅんせつ工事， 塗装工事， 防水工事， 内装仕上工事	86点	89点
業務	測量， 建築関係建設コンサルタント業務， 地質調査業務， 補償関係コンサルタント業務， 土木関係建設コンサルタント業務， その他	85点	





## 優良建設工事等表彰における令和5年度表彰の要件について

土木建築局 技術企画課

優良建設工事等表彰事務取扱要領第4条に定める、令和4年度中に県が引渡しを受けた工事を対象に行う令和5年度表彰における要件は次のとおりです。

各要件項目に該当する場合は、「広島県の調達情報」に掲載している申請様式に加え、実施状況等が確認できる書類を提出してください。

### 要件一覧

分野	技術向上	地域維持	持続可能
具体策	ICTの活用等	ボランティア等	週休2日の完全実施、若手・女性登用
0.5点	・表彰対象工事における簡易型ICT活用工事の実施	—	・表彰対象工事における4週6休以上4週8休未満の実施 ・表彰対象工事における建設キャリアアップシステムの活用
1点	・表彰対象工事におけるICT活用工事の実施（簡易型を除く）	・地域維持業務の実施	・表彰対象工事における週休2日の完全実施 ・表彰対象工事における工事着手時40歳以下の技術者による施工
2点	・表彰対象工事における <u>広島県建設分野の革新技術活用制度（仮称）の登録技術の活用</u>	—	・表彰対象工事における女性技術者による施工

※1 下線部は令和5年度表彰から新規追加・改正した箇所

※2 小数第1位以下は切り捨てる（例 85.5点→85点）

### 1 技術向上分野

#### ○ICT活用工事または簡易型ICT活用工事の実施

##### (1) 共通事項

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「ICT活用工事試行要領」に基づく、全ての段階でICT施工技術を活用する「ICT活用工事」を実施した場合は1点、ICT施工技術を部分的に活用することができる「簡易型ICT活用工事」を実施した場合は0.5点加点する。

なお、「ICT活用工事」「簡易型ICT活用工事」として費用を計上したかどうかは問わない。

(2) 提出書類（予定）

- ・ICT活用工事又は簡易型ICT活用工事を実施したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類（予定）は次のとおり）

- ・工種の着手前の施工計画書該当ページ（写）（表紙，計画工程表，指定機械，主要船舶・機械，施工方法，施工管理計画，起工測量に関する内容等）及び工事打合せ簿（写）
- ・実施状況が確認できる写真（各段階で2，3枚程度），データ抜粋等

### ○広島県建設分野の革新技術活用制度（仮称）の登録技術の活用

(1) 共通事項

- ・表彰対象工事において活用したもの。
- ・広島県建設分野の革新技術活用制度（仮称）の登録技術を活用した場合（施工数量や施工金額は問わない）に2点加点する（複数の登録技術を活用した場合も最大2点）。なお，広島県建設分野の革新技術活用制度（仮称）の登録技術を設計計上しているかは問わない。

(2) 提出書類（予定）

- ・広島県建設分野の革新技術活用制度（仮称）の登録技術を活用したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類（予定）は次のとおり）

- ・施工計画書該当ページ（写）（表紙，指定機械，主要船舶・機械，施工方法，施工管理計画等）及び工事打合せ簿（写）
- ・実施状況が確認できる写真（2，3枚程度），データ抜粋等

## 2 地域維持分野

### ○地域維持業務の実施

#### (1) 共通事項

- ・優良建設工事の引渡年度において、昼夜問わず緊急対応が必要な広島県発注の地域維持業務（路線委託業務、除雪業務（凍結防止剤散布含む）及び防潮扉開閉業務等）を履行した場合（履行期間に優良建設工事の引渡年度が含まれる）、表彰対象工事すべてを対象として1点加点する（複数工事が表彰対象の場合、それぞれの工事に加点する）。

#### (2) 提出書類（予定）

- ・最新の契約書（写）（表紙，業務内容が分かる内訳表等）
- ・実施状況が確認できる写真（2，3枚程度）

### 3 持続可能分野

#### ○週休2日の完全実施または4週6休以上4週8休未満の実施

##### (1) 共通事項

###### ア 現場閉所による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、対象期間において、現場閉所日数が、4週8休相当以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)の場合は1点、4週6休以上4週8休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上28.5%未満)の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日モデル工事により設計変更したかどうかは問わない。

###### イ 各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施

- ・表彰対象工事において実施したもの。
- ・本県が定めた「週休2日モデル工事試行要領」に基づく、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における現場に従事した全ての技術者及び技能労働者(非常勤(臨時)で従事する者は除く)(以下「技術者等」という。)の平均休日日数が、4週8休相当以上(休日率(技術者等の休日日数を対象期間で除した率)28.5%(8日/28日)以上)の場合は1点、4週6休以上4週8休未満(休日率21.4%(6日/28日)以上28.5%未満)の場合は0.5点加点する。ただし、現場施工のある工事を対象とし、対象期間が1週間未満の工事は対象外とする。

なお、週休2日交替制モデル工事により設計変更したかは問わない。

##### (2) 提出書類(予定)

- ・4週8休相当以上又は4週6休以上4週8休未満を達成したことが確認できる検査結果通知書

(検査結果通知書で確認できない場合の提出書類(予定)は次のとおり)

- ・(1)アの場合、工事着手までに発注者に提出した休日取得計画表及び工事打合せ(写)
- ・(1)アの場合、実績を記入した休日取得計画表及び工事打合せ簿(写)
- ・(1)イの場合、各技術者等の休日取得状況による週休2日の実施を発注者へ申し出を行った工事打合せ簿(写)
- ・(1)イの場合、実績を記入した休日取得状況表(週休2日交替制モデル工事様式)
- ・休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)の写し

## ○建設キャリアアップシステムの活用

### (1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、建設現場に建設キャリアアップシステムのカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理で「建設キャリアアップシステムの活用」をした場合に **0.5±** 点加点する。

### (2) 提出書類（予定）

- ・事業者登録していることが分かる資料（事業者ID通知の写し等）
- ・カードリーダーの設置状況、使用状況が確認できる写真（2，3枚程度）
- ・建設キャリアアップシステムから出力した帳票（表彰対象工事の作業員名簿，施工体制台帳等，システムを活用したことが分かる資料の中からいずれか1点）

## ○工事着手時40歳以下の技術者による施工

### ○女性技術者による施工

#### (1) 共通事項

- ・表彰対象工事において、原則として、工期の全期間にわたり従事した主任・監理技術者とし、表彰対象技術者と同一の者とする。
- ・それぞれの項目ごとに加点し、工事着手時40歳以下の技術者による施工をした場合は1点，女性技術者による施工をした場合は2点加点する（1工事最大3点）。
- ・工事着手時とは、工期の始期日のことである。

#### (2) 提出書類（予定）

- ・各技術者を配置したことが確認できる検査結果通知書

（検査結果通知書で確認できない場合の提出書類（予定）は次のとおり）

- ・年齢や性別の要件が確認できる書類の写し

①健康保険証

②マイナンバーカード

③パスポート

④その他、公の機関が発行した書類

※要件に関係しない箇所は黒塗り等により消去することとし、旧姓を使用している場合は、旧姓と新姓が確認できる書類（戸籍謄本等，公の機関が発行した書類）を添付すること。



## 災害復旧工事等に伴う 検査及び工事成績評定の取扱いについて（お知らせ）

令和 2 年 4 月 1 日  
広島県土木建築局

災害復旧工事等の検査及び工事成績評定については、「平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う監督・検査等の取扱いについて（平成 30 年 10 月 22 日）」及び「平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う工事成績評定の取扱いについて（平成 31 年 3 月 5 日）」によりお知らせしているところですが、中間検査及び工事成績評定について、平成 30 年 7 月豪雨災害に限定せず、災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業）又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）（以下「災害復旧工事等」という。）としました。

また、中間検査を省略する請負代金額を「3,500 万円未満」から「5,000 万円未満」に変更し、次のとおり取り扱うこととしました。

### （1）中間検査について

災害復旧工事等で、請負代金額 5,000 万円未満の工事については、中間検査を省略することとし、1 億円以上の工事については、中間検査の回数を 2 回から 1 回に省略します。

また、低入札価格調査対象工事については、通常工事を含む全ての工事において、中間検査の回数は増やさないこととします。

### （2）工事成績評定について

工事成績評定については、原則として 1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木工事を対象としていますが、災害復旧工事等については、原則として 1 件の請負代金額が 3,500 万円以上の土木工事を成績評定の対象とします。（対象工事であることを特記仕様書に明示します）

ただし、1 件の請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、評定の対象とします。

また、この取扱いに基づき評定の対象外とした工事については、変更契約により請負代金額が 3,500 万円以上になった場合も、評定の対象としません。

なお、これらの取扱いの対象となる工事については、特記仕様書に明示します

災害復旧工事等<sup>※1</sup>に係る成績評定及び中間検査の取扱い (R02.04.01～)

請負代金額	成績評定の取扱い			中間検査の回数			低入札工事の 中間検査の取扱い	
	通常工事	災害復旧工事等 (随契緊急対応 <sup>※2</sup> )	災害復旧工事等 (随契緊急対応 <sup>※2</sup> )	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 <sup>※2</sup> )	通常工事	災害復旧工事等
500万円未満	対象外	対象外	対象外	0回	0回	0回		回数は 増やさない
500万円以上 ～1,000万円未満	対象	対象外 <sup>※3</sup>	対象外	0回	0回	0回		
1,000万円以上 ～3,500万円未満	対象	対象外 <sup>※3</sup>	対象外	1回	0回	0回		
3,500万円以上 ～5,000万円未満	対象	対象	対象外	1回	0回	0回		
5,000万円以上 ～1億円未満	対象	対象	対象外	1回	1回	0回		
1億円以上	対象	対象	対象外	2回	1回	0回		
工期が一年を超える工事 で当該年度の年割額1億円以上	対象	対象	対象外	2回 (当該年度で)	1回 (当該年度で)	0回		

※1 災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業）又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）

※2 災害発生直後に被災箇所にて緊急対応した随契契約の工事

※3 受注者が、契約後速やかに当該工事の評定を希望した場合に評定の対象とする。

変更契約により、請負代金額が3,500万円以上になった場合は、評定の対象外とする。



## 災害復旧工事等において工期短縮を行った者に対する工事成績評定点の加点について（お知らせ）

令和3年9月30日  
土木建築局 技術企画課

### 1 趣旨

平成30年7月豪雨に加え、令和3年7月豪雨や8月豪雨等の災害が頻発している中、災害復旧工事等について、受注者の工期短縮に向けた取組を評価し、更なる事業進捗を図る。

### 2 内容

災害復旧工事等において自らの創意工夫により工期短縮を行った場合は、工事成績評定の「創意工夫」等※1において加点を行う。

災害復旧工事等において評価する内容	工事成績評定点への 加点
自らの創意工夫により工期短縮を行った、又は工程の遅れを回復した。 (令和3年7月豪雨(7月7日)以降の取組みが評価の対象)	+1.2点 (+3.0点 <sup>※2</sup> ×0.4 <sup>※3</sup> )

※1 「創意工夫」で加点する場合においても、「工程管理」等における評価はこれまでどおり行う。

※2 考査項目別運用表の「創意工夫」における加点。

※3 工事成績評定点における評定者（立会人）の割合。

### 3 工期短縮を行った又は工程の遅れを回復した創意工夫として評価する例

- ・ 県外等の遠隔地の建設業者や労働者を活用
- ・ 建設資材等がひっ迫したため遠隔地から調達
- ・ 2次製品使用や工法変更
- ・ 労働者や建設資材等を重点的に当該工事（災害復旧工事等）に投入 等

### 4 対象工事

災害復旧工事等（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業等）

### 5 施行期日

令和3年10月1日以降に工事完成通知書が提出される工事に適用する。終期日は別途定める。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））



## 土木工事成績評定基準の改定について（お知らせ）

令和2年10月23日  
広島県土木建築局

国土交通省の現行の成績評定基準では、週休2日の確保や若手、女性技術者の登用等の働き方改革、**工事関係書類の簡素化及び合理化を図ることを評価することとしており**、広島県の成績評定基準についてもこれらの趣旨を踏まえ改定を行うこととします。

### 1 土木工事成績評定基準の主な改定点について

#### (1) 工事関係書類一覧表による事前協議

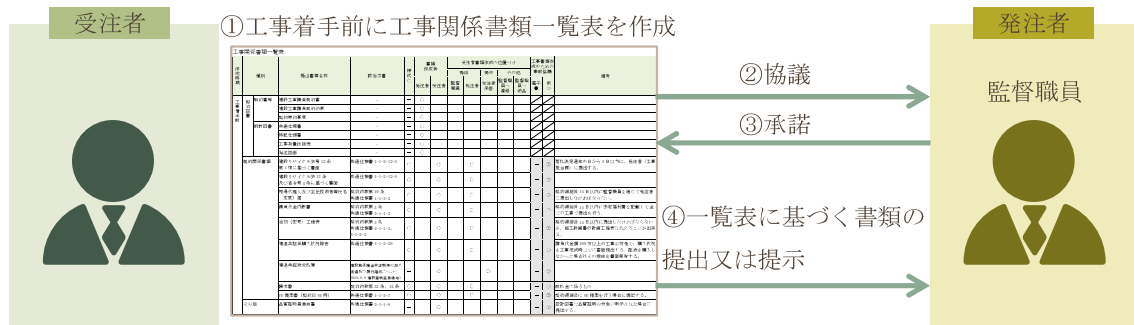
土木工事成績評定基準 本文を次のとおり改定します。

（評定の方法）第5…

7 評定に当たっては、**事前協議**による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、**工事着手前に別紙-5「工事関係書類一覧表」**により、発注者へ提出、提示する書類の「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

#### ※工事関係書類一覧表とは

設計図書に基づき必要となる工事関係書類を明確化し、受発注者間の書類整理の効率化を図ることを目的とし、受発注者のどちらが書類を作成し、電子又は紙で提出又は提示するかを整理し、共有認識を図るものです。



#### ア 対象工事について

特記仕様書に次の記述がある場合は、対象工事となります。

- ・「工事関係書類一覧表」により、発注者（監督職員）へ提出、提示する工事関係書類についての「紙と電子の別」に関して工事着手前に事前協議するものとする。また、事前協議の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。
- ・電子により提出、提示することとなった工事関係書類については、電子納品・電子検査事前協議チェックシートで協議されたものを除き、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。

#### イ 注意点

次のとおり考査項目別運用表評価項目を改定するため、事前協議が行われていない場合、当該項目で評価されないことがありますので、適切に作成してください。

##### 別紙-1①（配置技術者）

**事前協議を踏まえ**、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。

別紙-1②（施工管理）

工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足なく整理している。

別紙-3①（施工管理）

工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく整理していることが確認できる。

(2) 工事関係書類が「過剰」な場合の評価について

土木工事書類作成マニュアル及び土木工事書類作成マニュアル概要版を制定し、これにより不要としている工事関係書類の提出等が確認できれば、「過剰」とし、次の項目で評価されないことがあります。

別紙-1②（施工管理）

工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足なく整理している。

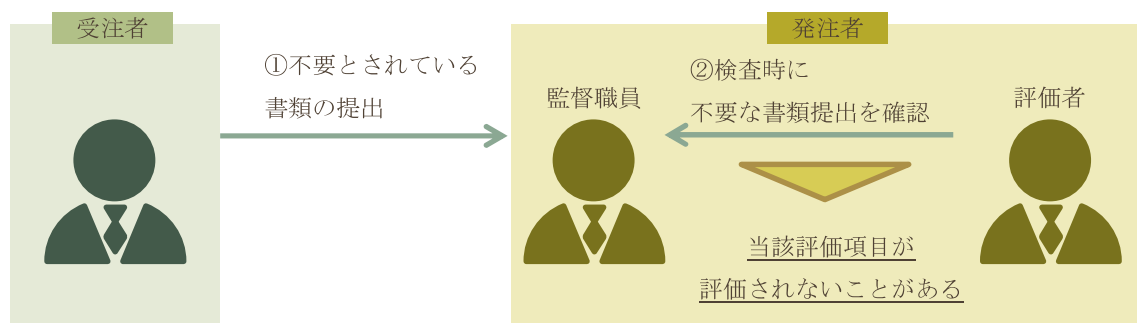
別紙-3①（施工管理）

工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく整理していることが確認できる。

土木工事書類作成マニュアル



土木工事書類作成マニュアル概要版



ア 対象工事について

特記仕様書に次の記述がある場合は、対象工事となります。

- ・受注者は、工事関係書類の作成に当たっては、「土木工事書類作成マニュアル（広島県）」によることとし、不要な書類の提出は行わないこと。

(3) 若手及び女性技術者を登用した場合の評価の追加

工期の全期間にわたり従事した主任（監理）技術者を対象とする。若手技術者とは、工事着手時に40歳以下であることとする。若手及び女性技術者であることの確認は、工事関係書類に添付された書類で確認できる場合を除き、公の機関が発行した書類により確認を行う。

(4) その他の主な改定点

ア 週休2日（4週8休以上）の確保の評価を明記

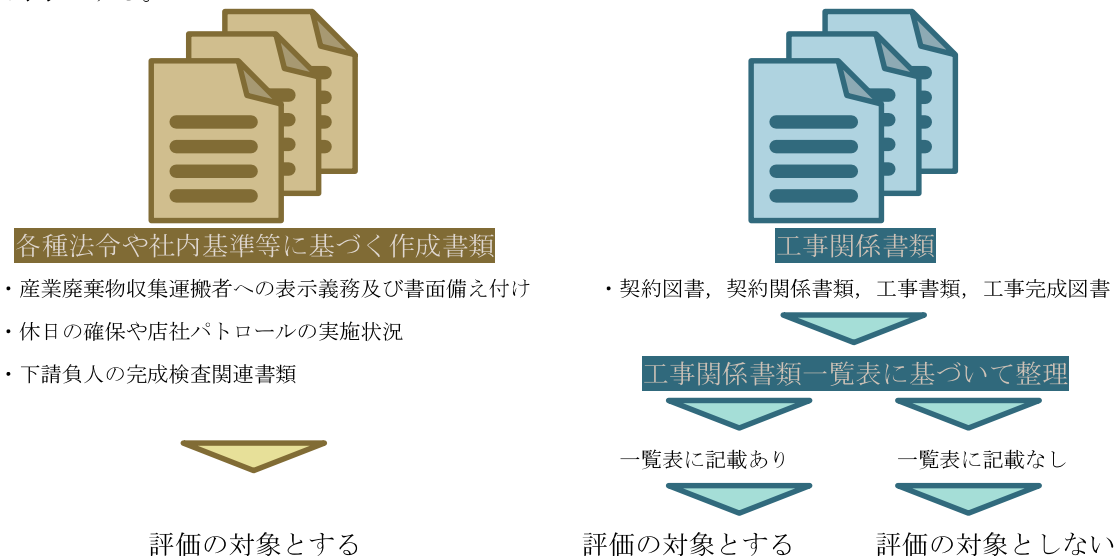
- ・該当運用表：別紙-1⑧（創意工夫）、別紙-2①（工程管理）

イ 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事、の追加

- ・該当運用表：別紙-2②（工事特性）

(5) 工事関係書類一覧表の留意点について

土木工事成績評定基準本文の「事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。」とは、設計図書に基づく工事関係書類についての記述であり、各種法令や社内基準に基づく作成書類、下請負人との契約関係書類等については、適切に作成される必要があり、これらは評価の対象とする。



2 適用

(1) 令和2年11月1日以降に検査する工事に適用

新しい成績評定基準考査項目別運用表を使用して検査を行うこととするが、(2)及び(3)については、特記仕様書に記述があることを確認し評価を行う。

(2) 令和2年11月1日以降に起案する工事に適用

特記仕様書に一覧表の内容(1(1)ア 対象工事について)を追加する。検査時は、特記仕様書を確認し、工事関係書類一覧表について評価を行うこととする。

(3) 令和3年6月1日以降に起案する工事に適用

特記仕様書に土木工事書類作成マニュアルの内容(1(2)ア 対象工事について)を追加する。検査時は、特記仕様書を確認し、過剰な書類について評価を行うこととする。

なお、土木工事書類作成マニュアル及び概要版については、令和2年11月1日以降に広島県の調達情報に掲載することとし、受注者の書類作成の参考資料として取り扱うこととする。

改定の内容	令和2年			令和3年		
	4月	8月	12月	4月	8月	12月
成績評定基準 <sup>※1</sup> の改定			11/1~に検査する工事から適用			
工事関係書類一覧表 <sup>※2</sup> の制定			11/1~に起案する工事から特記仕様書に記述			
工事関係書類一覧表に基づく評定の適用			11/1~特記仕様書に記述がある工事が対象			
土木工事書類作成マニュアル等 <sup>※3</sup> の制定			11/1~5/31は参考資料	6/1~特記仕様書に記述		
土木工事書類作成マニュアルに基づく評定の適用				6/1~特記に記述がある工事が対象		

※1 広島県の調達情報 入札・契約制度>監督・検査・評定関係に掲載しています。

※2 広島県の調達情報 様式集>建設工事関係\_その他の契約関係の様式に掲載しています。

※3 広島県の調達情報 技術管理基準等に掲載しています。



# 土木工事成績評定基準

## (目的)

第1 この基準は土木建築局の所掌に属する土木工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2 評定は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

## (評定の内容)

第3 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細 別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

## (評定者)

第4 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び立会人とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第3項又は第4項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは、土木工事検査規程第9条第1項の定めにより立会する場合はその監督職員とし、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員又は主任監督員に指定された職員とする。土木工事検査規程第9条第2項の定めにより立会する場合はその職員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第2項又は第4項の定めにより中間検査を行う職員とする。

## (評定の方法)

第5 完成検査における評定は、別紙-1、別紙-2及び別紙-3の「工事成績評定の考査項目別運用表」並びに別紙-4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式-1の「工事成績評定表」及び様式-2の「細目別評定点採点表」を作成する。

2 中間検査における工事成績の評定は、別紙-3の「工事成績評定の考査項目別運用表」並びに

別紙－４の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－１の「工事成績評定表」を作成する。

- 3 完成検査における総括監督員及び立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。
- 4 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督職員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。
- 5 評定者は、別紙－１、別紙－２及び別紙－３の「工事成績評定の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。
- 6 所見は、評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。
- 7 評定に当たっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙－５「工事関係書類一覧表」により、発注者へ提出、提示する書類の「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

(評定結果の提出)

- 第 6 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定表」、「細目別評定点採点表」及び「工事成績評定の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 31 条、第 38 条関係）に付して提出するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第 7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

- 第 8 発注者は、第 7 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

- 第 9 第 7 又は第 8 による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（広島県の休日を含める条例（平成元年条例第 2 号）に定める「県の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

- 1 この基準は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この基準は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この基準は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。



- 6 この基準は、平成19年6月1日から施行する。
- 7 この基準は、平成20年6月1日から施行する。
- 8 この基準は、平成22年6月1日から施行する。
- 9 この基準は、平成23年6月1日から施行する。
- 10 この基準は、平成24年4月1日から施行する。
- 11 この基準は、平成24年6月1日から施行する。
- 12 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 13 この基準は、平成28年2月1日から施行する。
- 14 この基準は、平成29年6月1日から施行する。
- 15 この基準は、令和2年11月1日から施行する。
- 16 この基準は、令和3年6月1日から施行する。

# 工事成績評定表及び工事成績評点の考査項目別運用表

## 目次

工事成績評定表	
様式-1	1
細目別評定点採点表	
様式-2	2
工事成績評点の考査項目別運用表	
別紙-1 (立会人)	3
別紙-2 (総括監督員)	11
別紙-3 (検査員)	16
別紙-4 (記入方法及び留意事項)	42

# 工 事 成 績 評 定 表

請負代金額																																	
工事名	受注者名	立会人※6					総括監督員					検査員 (中間)					検査員 (完成)																
		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名			氏名													
考査項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e						
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																											
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																											
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0			+2.5		0	-7.5	-15.0					
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																				
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																				
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																											
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0					
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0					
4. 工事特性	出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0
	I. 施工条件等への対応※2							+20.0	~	0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	+7.0	~	0																													
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																						
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		十一 . 点															十一 . 点					十一 . 点											
評定点 (65±加減点合計) ※1		① . 点															② . 点					③ . 点					④ . 点						
評定点計		_____点															・ 中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+ (③の平均) ×0.2+④×0.2					・ 中間検査が無かった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4											
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等	— . 点															— . 点					— . 点											
	II. 評定内容の担保	— . 点															— . 点					— . 点											
評定点合計 (評定点計+法令遵守等)		点 (四捨五入により整数とする)															(総括監督員)					(検査員)											
所見※5		(立会人)															(総括監督員)					(検査員)											

※1. 各評定点 (①~④) は小数第1位まで記入。  
 ※2. 工事特性は、当該工事の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、特殊な技能、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。評定に際しては、立会人からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。  
 ※3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特長すべき便益があった場合に評価する項目である。  
 ※4. 4, 5, 6は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は減点評価のみとする。  
 ※5. 所見は特記事項のある場合に限る。  
 ※6. 立会人の考査項目 (細別) のうち、「I 出来形」、「II 品質」については、検査員が評価するものとする。  
 ※7. 各考査項目ごとの採点は、立会人は別紙-1、総括監督員は別紙-2、検査員は別紙-3によるものとする。



考査項目別運用表

(総括監督員)

考査項目	細別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	<p>1 構造物の特殊性への対応</p> <p>□ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（脚）面積、施工深さ等の規格が特殊な工事</p> <p>□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事</p> <p>□ 3. その他</p> <p>理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土の土量：20万㎡以上、盛土の土量：15万㎡以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(φ4m)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、扇門又は通管の内空断面面積：15㎡以上、扇排水機房の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間長：100m以上、トンネル(φ4m)の内空断面面積：50㎡以上、トンネル(閉閉工法)の閉閉長さ：20m以上、トンネル(NAT10)の内空断面面積：100㎡以上、トンネル(枕理工法)の内空断面面積：300㎡以上、護岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ長さ150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万㎡以上、道路工の計画高さ差量：500mm以上、砂防ダムの高さ：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400㎡以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の前震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。</li> <li>・使用中の道路トンネルの拡幅工事。</li> </ul> <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物固有の難しきへの対応が必要な工事</li> <li>・その他、技術固有の難しきへの対応が必要な工事</li> <li>・地山強度が低い又は土壌りが悪いため、PDM解析などによる検討が必要な工事。</li> </ul> <p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</li> </ul> <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、下水道、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。</li> <li>・地元調整や調整対策などの制約が特に多い工事。</li> <li>・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</li> </ul> <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事。</li> <li>・DID地区での工事。</li> </ul> <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>・採用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</li> </ul> <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事</li> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</li> </ul> <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>・支脚地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を熟知するなど支脚地盤を確認しながら再設計した工事。</li> </ul> <p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。</li> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業船台等を設置した工事。</li> </ul> <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事</li> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。</li> <li>・斜面又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> <li>・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> </ul> <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> </ul> <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイスロン等の凍結防止などの貴重な設備への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持修繕工事等規程に比して地元調整等の手間がかかる工事</li> <li>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>・その他、災害等における危機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> </ul>
		<p>Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>□ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>□ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>□ 8. 事故や災害発生直後等の緊急的な対応が特に必要な工事</p> <p>□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>□ 10. その他</p> <p>理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
		<p>Ⅲ 厳しい自然、地盤条件への対応</p> <p>□ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>□ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>□ 13. 被災箇所の特徴や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>□ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>□ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事</p> <p>□ 16. その他</p> <p>理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	
		<p>Ⅳ 長期工事における安全確保への対応</p> <p>□ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）</p> <p>※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p>□ 18. その他</p> <p>理由： ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	
	評価	<p>評点： _____点</p>	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。  
 ※2. 立会人が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない  
 ※3. 評価にあたっては、立会人等の意見も参考に評価する。

考查項目別運用表

		(総括監督員)				
考查項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救済活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	bより優れている ● 判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a, a', b, b', c評価を行う。	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

考查項目別運用表

(総括監督員)

法令遵守等の該当項目一覧																					
考查項目	細別																				
7. 法令遵守等	1. 法令遵守等																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 理由： [ ]</td> <td>-点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本調査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適志事例で上表の措置があった場合に適用する。          ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。          ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適志事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</li> <li>2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</li> <li>3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</li> <li>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</li> <li>6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</li> <li>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</li> <li>10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する観事業者の遵守事項に違反する行為がある。</li> <li>11. 通称等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</li> <li>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団」に所属する構成員、準構成員、企業命令等の暴行団関係者がいることが判明した。</li> <li>13. 下請に暴行団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴行団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</li> <li>15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名除外等の区分による。)</li> </ol>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 理由： [ ]	-点	<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし	
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 指名除外3ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 指名除外2週間以上1ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他 理由： [ ]	-点																				
<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし																					

考查項目別運用表

(総括監督員)

考查項目	細別	各評価項目の履行状況	点数	備考
7.法令遵守等	II. 評価内容の担保	<input type="checkbox"/> 工期設定の適切性 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 「施工に関する課題」に対する技術提案 [理由： ]	-5点 -10点 -15点	1 提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする。
		<input type="checkbox"/> 「品質に関する課題」に対する技術提案 [理由： ]	-5点 -10点 -15点	1 提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする。
		<input type="checkbox"/> 「 <u>    </u> に関する課題」に対する技術提案 [理由： ]	-5点 -10点 -15点	1 提案につき-5点とし、 下限値を-15点とする。
		<input type="checkbox"/> 情報化施工技術の活用 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 登録基幹技能者の配置 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 自社施工 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 建設キャリアアップシステムの活用 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 主任（監理）技術者の保有する専門資格 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 若手又は女性技術者の配置 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 過去の工事成績3件の平均点（実績評価2型は最高点） [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 過去の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験の有無（実績評価型は同一業種） [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 施工経験工事の従事役職 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 継続教育（CPD）の取組み [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 優秀技術者の表彰 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> その他 [理由： ]	-5点	
		<input type="checkbox"/> 該当なし		

本評価項目で評価する事例は、「総合評価方式で発注した工事の施工に当たり、価格以外のその他の条件に係る評価内容に対し、次の適応事例があった」場合に適用する。  
 ただし、受注者の責によらないものを除く。  
 【上記で評価する場合の適応事例】  
 1. 「各工程の工期が適切で、工夫があり、工期短縮が見られる」と評価した工事について、工夫するとして施工計画を実施しなかった場合  
 2. 「施工に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合  
 3. 「品質に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合  
 4. 情報化施工技術の活用について、正当な理由なく実施しなかった場合  
 5. 主任（監理）技術者の保有する資格、専門資格、過去の工事成績、過去の同種・同規模工事の施工経験、経験工事の従事役職、継続教育（CPD）の取組み、優秀技術者の表彰等の各評価内容について評価した工事において、評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合

評価項目  
 評価： - 点  
 ※ ・総合評価方式における価格以外のその他の条件に関して、受注者の責により、評価の内容が満足されなかった場合、減点評価する。  
 ・各評価項目の減点の累計について下限値は設けない。



審査項目別運用表

審査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	1. 施工管理	<p>● 評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 契約約款第18条第1号～5号に基づく設計図書の見直しが行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものととなっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合（数量の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… b</p> <p>評価値が80%未満…………… c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 ( ) (%) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはe評価とする。</p> </div>				

(検査員)

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e
<p>3. 出来形及び出来ばえ</p> <p>I. 出来形</p> <p>□ 出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。</p> <p>● 評定対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</li> <li>□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>□ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。</li> <li>□ 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li>□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>※ ばらつきの評価は別紙-4 参照。</p>	<p>□ 出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。</p>	<p>□ 出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>□ 出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>□ 出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。</p>	<p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>
<p>機械設備工事</p> <p>※ 上記欄によらず、当該欄で評価</p> <p>● 評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 据付に関する出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。</li> <li>□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>□ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。</li> <li>□ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>□ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。</li> <li>□ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>理由：</p>	<p>□ 他</p>	<p>□ 他</p>	<p>□ 他</p>	<p>□ 他</p>	<p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	

● 判断基準

評価値が90%以上…………… a  
 評価値が80%以上90%未満…………… a'  
 評価値が70%以上80%未満…………… b  
 評価値が60%以上70%未満…………… b'  
 評価値が60%未満…………… c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。  
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
 ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )  
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート 構造物工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; [関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</li> <li>□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。</li> <li>□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>□ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>□ スパースターの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>□ 有害なクラックが無い。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>理由:</p>						<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>
	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; [関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>□ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。</li> <li>□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を崩さないように施工していることが確認できる。</li> <li>□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>□ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。</li> <li>□ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。</li> <li>□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。</li> <li>□ 土質の土質が設計図書を満足していることが確認できる。</li> <li>□ CBR 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。</li> <li>□ 法面に有害な亀裂が無い。</li> <li>□ 伐除根絶作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>□ その他</li> </ul> <p>理由:</p>						<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )  
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上 75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。  
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。  
③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )  
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上 75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt;                      [判断基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p>							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)</li> <li>施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</li> <li>盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう締固めを十分行っていることが確認できる。</li> <li>雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>その他 理由:</li> </ul> <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。</li> <li>ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。</li> <li>ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。</li> <li>吹付け厚さが均等であることが確認できる。</li> <li>使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>その他 理由:</li> </ul> <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。</li> <li>金網が破損を生じていないことが確認できる。</li> <li>吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。</li> <li>吹付け厚さが均等であることが確認できる。</li> <li>吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。</li> <li>圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>不良箇所が生じないよう既ぬり材料の処理を行っていることが確認できる。</li> <li>法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</li> <li>その他 理由:</li> </ul> <p>【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>アンカーを設計図書とおりの長さで施工していることが確認できる。</li> <li>現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。</li> <li>強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>枠内に空隙が無いことが確認できる。</li> <li>層間にはく離が無いことが確認できる。</li> <li>不良箇所が生じないよう既ぬり材料の処理を行っていることが確認できる。</li> <li>その他 理由:</li> </ul>							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( )
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはe評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	80%を超過	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可能
	75%以上 90%未満	5%以下 80%以下	a	a'
	60%以上 75%未満		b	b'
	60%未満		c	c'

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目別運用表

(検査員)

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ II.品質	コンクリートブロック等二次製品の多い工事 (排水工, ボックスカルバート工等)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; 関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験</p> <p>※ ばらつきは別紙-4 参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 裏込め材, 胴込めコンクリートの充填・締固めが充分で空隙が生じていない。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の積み合わせ又は、連結が適切で、裏込め材の吸出しの恐れがない。</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> 支持地盤の確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊張等の管理がなされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック(深境・結化)の壁体重量が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由: _____</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; 関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験</p> <p>※ ばらつきは別紙-4 参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の土質が適正である。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 支持地盤の確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下排水工が施工時の湧水処理を含めて適切で、補強領域内に影響のないように施工してある。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の積み合わせ又は、連結が適切で、透水性材料が設置されており、裏込め材の吸出しの恐れがない。</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック工の基礎部, 端部や隅角部・曲線部の処理が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> 補強材が適性に配置されているのが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の締固め管理が適正に行われており、締固め度が確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由: _____</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	
補強土壁工事 (テールアルメス法等)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; 関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験</p> <p>※ ばらつきは別紙-4 参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の土質が適正である。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 支持地盤の確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下排水工が施工時の湧水処理を含めて適切で、補強領域内に影響のないように施工してある。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の積み合わせ又は、連結が適切で、透水性材料が設置されており、裏込め材の吸出しの恐れがない。</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック工の基礎部, 端部や隅角部・曲線部の処理が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> 補強材が適性に配置されているのが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の締固め管理が適正に行われており、締固め度が確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由: _____</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。&lt;判断基準参照&gt; 関連基準, 土木工事施工管理基準, その他設計図書に定められた試験</p> <p>※ ばらつきは別紙-4 参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の土質が適正である。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工基面の床掘りが適切に行われ、必要以上に深く掘削するなど基面を乱すことなく施工していることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 支持地盤の確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下排水工が施工時の湧水処理を含めて適切で、補強領域内に影響のないように施工してある。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の積み合わせ又は、連結が適切で、透水性材料が設置されており、裏込め材の吸出しの恐れがない。</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック工の基礎部, 端部や隅角部・曲線部の処理が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> 補強材が適性に配置されているのが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土材料の締固め管理が適正に行われており、締固め度が確認できる資料がある。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>理由: _____</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>		

注 試験結果の打点数等が小さくばらつきは少ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が小さくばらつきは少ない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	
90%以上	a	a'	b
75%以上 90%未満	a'	b	b'
60%以上 75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	
90%以上	a	a'	b
75%以上 90%未満	a'	b	b'
60%以上 75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

考查項目別運用表

(検査員)

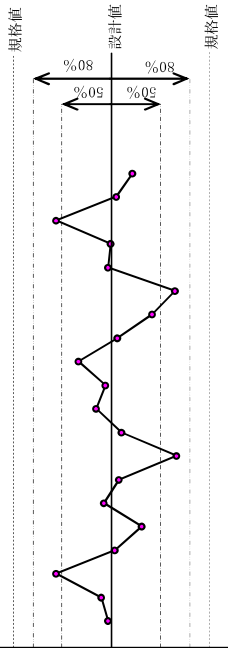
考查項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート 構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> クラックが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 漏水が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目以上…………… a</li> <li>該当4項目…………… b</li> <li>該当3項目…………… c</li> <li>該当2項目以下…………… d</li> </ul>		
	土工事 (盛土・築理工事等)	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 仕上げが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけなどが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当4項目以上…………… a</li> <li>該当3項目…………… b</li> <li>該当2項目…………… c</li> <li>該当1項目以下…………… d</li> </ul>		
	切土工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 溜水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目以上…………… a</li> <li>該当4項目…………… b</li> <li>該当3項目…………… c</li> <li>該当2項目以下…………… d</li> </ul>		
	護岸・根固・ 水制工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料のくみ合わせがよく、クラックが無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当4項目以上…………… a</li> <li>該当3項目…………… b</li> <li>該当2項目…………… c</li> <li>該当1項目以下…………… d</li> </ul>		
	鋼筋工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 表面に補修箇所が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当4項目以上…………… a</li> <li>該当3項目…………… b</li> <li>該当2項目…………… c</li> <li>該当1項目以下…………… d</li> </ul>		
	地すべり防止工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当3項目以上…………… a</li> <li>該当2項目…………… b</li> <li>該当1項目…………… c</li> <li>該当項目なし…………… d</li> </ul>		
	舗装工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 端部処理が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目以上…………… a</li> <li>該当4項目…………… b</li> <li>該当3項目…………… c</li> <li>該当2項目以下…………… d</li> </ul>		
	法面工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。</li> <li><input type="checkbox"/> 端部処理が良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。</li> </ul>	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当3項目以上…………… a</li> <li>該当2項目…………… b</li> <li>該当1項目…………… c</li> <li>該当項目なし…………… d</li> </ul>		

1 出来形及び品質のばらつきを考え方（社内管理基準を定めている場合は、社内管理基準に対するばらつきで判断する。）

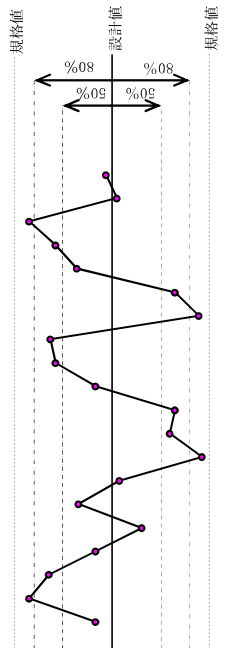
【管理図の場合】

（上・下限値がある場合）

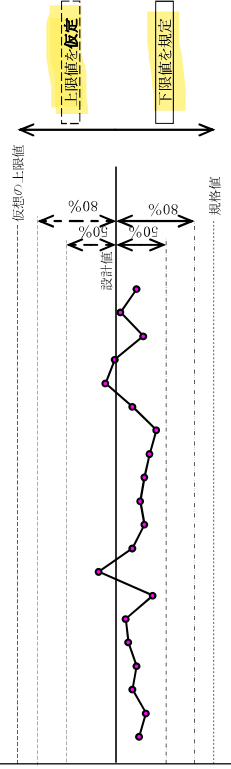
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

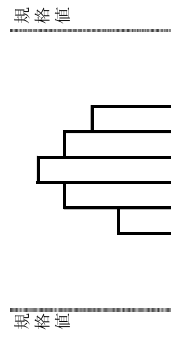


（下限値のみの場合）

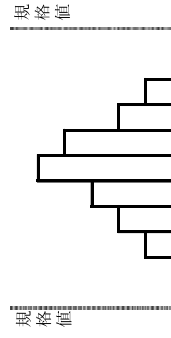


【度数表またはヒストグラムの場合】

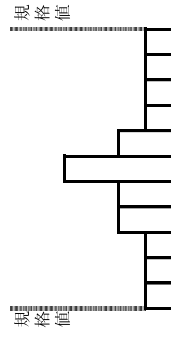
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



2 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は、「合併工事」欄を活用する。

別紙-5 工事関係書類一覧表

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県1]	備考		
					発注者	受注者	監督職員	発注者	提示	その他			監督職員へ 連絡	監督職員へ 納品
工事着手前	契約書等 契約図書	建設工事請負契約書	-	-	○									
		建設工事請負契約約款	-	-	-	○								
	設計図書	契約特約事項	-	-	-	○								
		共通仕様書	-	-	-	○								
		特記仕様書	-	-	-	○								
		工事数量総括表	-	-	-	○								
		発注図面	-	-	-	○								
		建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-12-5	○	○									落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に提出する。
	契約関係書類	建設リサイクル法13条及び省令第4条に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-12-5	○	○									
		現場代理人及び主任技術者等氏名(変更)届	契約約款第10条 共通仕様書 1-1-3-2	○	○									契約締結後14日以内に監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
請負代金内訳書		契約約款第3条 共通仕様書 3-1-1-2	○	○									契約締結後14日以内に法定福利費を記載して全ての工事で提出を行う。	
当初(変更)工程表		契約約款第3条 共通仕様書 3-1-1-3, 3-1-2-2	○	○									契約締結後14日以内に提出しなければならないが、施工計画書の計画工程表に代えることが出来る。	
建退共証紙購入状況報告		共通仕様書 1-1-2-20	○	○									請負代金額300万以上の工事が対象で、購入状況を工事完成時までに書面提出する。証紙を購入しなかった場合はその理由を書面報告する。	
建退共証紙受払簿		建設業退職金共済制度の加入促進及び履行確保について (H20.9.9建設産業室長通知)	-	○				○						
請求書		契約約款第32条、34条	○	○									前払金に係るもの	
VE提案書(契約後VE時)		共通仕様書 1-1-3-7	○	○									契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
品質証明員通知書		共通仕様書 3-1-1-8	-	○									設計図書で品質証明の対象と明示された場合に	



作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県1]	備考	
					発注者	受注者	提出	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			その他
				○									
工事着手前	その他	再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書 1-1-1-19, 1-1-2-12	○		○					●	紙 ◎	提出する。 該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め提出する。(請負代金額100万円以上)
		再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書 1-1-1-19, 1-1-2-12	○		○					●	—	該当する建設資材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し施工計画書に含め提出する。(請負代金額100万円以上)
		「広島県土砂の適正処理に関する 条例」に基づく届出	共通仕様書 1-1-2-12	○		○					—	◎	500m <sup>3</sup> 以上の土砂を事業区域外へ搬出するときは、搬出開始日から起算して20日までに各農林水産事務所(農林事務所)又は事務を委譲した市町に届け出る。
		事前調査結果報告書	共通仕様書 1-1-1-26	—		○					●	—	契約約款に定める工事始期日以降30日以内に提出する。
		接触・切断等事故防止対策計画書 (施工計画時)	共通仕様書 1-1-1-26	—		○					●	—	該当工種の着手日の7日前までに提出すること。
		休日取得計画表	週休2日モデル工事試行 要領	○		○					●	—	
		施工計画書	共通仕様書 1-1-1-4	—		○					●	—	数量の監微な変更の場合には、変更施工計画書の提出は不要。
		確認依頼書 (契約約款第18条に該当する事実があった場合)	契約約款第18条 共通仕様書 1-1-1-3	—		○					●	—	契約約款第18条第1項～第5項に該当があつた場合にのみ提出する。(契約約款第18条第1項の範囲を超えないこと)
		設計図書の確認資料 (契約約款第18条に該当する事実がない場合)	契約約款第18条 共通仕様書 1-1-1-3-2	—		○		○			—	◎	契約約款第18条第1項～第5項に該当がない場合(設計図書と現場等が一致している場合)は提示とする。(契約約款第18条第1項の範囲を超えないこと)
		工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書 1-1-1-38-1	—		○					●	—	
工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書との差異あり)	共通仕様書 1-1-1-38-1	—		○					●	—	設計図書と測量結果に差異がある場合にのみ提出する。		

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県1]		備考		
					発注者	受注者	提出	提示	その他	監督職員へ 連絡	監督職員へ 納品	電子		紙	
		工事測量結果(設計図書との照合)(設計図書と一致)	共通仕様書 1-1-1-38-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	設計図書と測量結果が一致している場合は提示とする。		
工事着手前	2 施工体制	施工体制台帳	共通仕様書 1-1-1-10-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		施工体制台帳 (下請負人に関する事項)	共通仕様書 1-1-1-10-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		施工体制台帳 (再下請に関する事項)	共通仕様書 1-1-1-10-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		重層下請に係る理由書	共通仕様書 1-1-2-6-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		県外業者を下請業者とする理由書	共通仕様書 1-1-2-6-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		施工体系図	共通仕様書 1-1-1-10-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
施工中	3 施工状況	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書 1-1-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		工事打合せ簿(協議、承諾、提出、報告、通知)	共通仕様書 1-1-1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書 1-1-1-36-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	許可後の資料は提示とする。ただし、監督職員から請求があった場合は写しを提出する。		
		近接協議資料	共通仕様書 1-1-1-36	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		材料確認書	共通仕様書 2-1-2-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		材料納入伝票(工事に使用した材料の品質を証明する資料)	共通仕様書 2-1-2-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		登録リサイクル製品使用実績	共通仕様書 1-1-2-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出し、その使用実績について監督職員に確認を受け、広島県循環型社会課へ報告する。		
		段階確認書	共通仕様書 3-1-1-6-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書で定めのある場合のみ提出する。</li> <li>段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はなく、受注者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する。</li> <li>監督職員が臨場した場合の状況写真の添付は不要。</li> <li>監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出</li> </ul>		



作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県]		備考	
					発注者	受注者	提出	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子	紙		
施工中	中間検査 指定部分完成検査	中間検査調査書	共通仕様書 3-1-1-10	○								○		
		指定部分完成通知書	契約約款第 38 条	○									○	
	指定部分完成検査	指定部分相当額について (協議)	契約約款第 38 条 2 項	○									○	
		協議に係る承諾書	契約約款第 38 条 2 項	○									○	
		指定部分引渡書	契約約款第 38 条 1 項	○									○	
		請求書	契約約款第 38 条 1 項	○									○	
	既済部分 (出来形)検査	請負工事出来形検査要求書	契約約款第 37 条 2 項	○									○	
		出来形検査調査書	契約約款第 37 条 3 項	○									○	
		出来形検査結果通知書	契約約款第 37 条 3 項	○									○	
		請負代金相当額について (協議)	契約約款第 37 条 6 項	○									○	
		協議に係る承諾書	契約約款第 37 条 6 項	○									○	
		請求書	契約約款第 37 条 7 項	○									○	
	修補	検査結果通知書 (修補事項)	共通仕様書 1-1-1-22-5	○									○	
			共通仕様書 1-1-1-22-4	○									○	
		修補完了通知書	契約約款第 31 条 6 項	○									○	
	部分使用	部分使用承認願	契約約款第 31 条 1 項, 6 項	○									○	
部分使用承諾書		契約約款第 33 条 1 項 共通仕様書 1-1-1-23	○									○		
工期変更	工期延長 (短縮) 申請書	契約約款第 21 条 共通仕様書 1-1-1-16	○									○		
	工期の変更について (協議)	契約約款第 23 条 共通仕様書 1-1-1-16	○									○		
請負代金 変更	請負代金額の変更について (協議)	契約約款第 23 条, 24 条	○									○		

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県]		備考
					発注者	受注者	提出	提示	その他	電子	紙		
		変更協議に係る承諾書	契約約款第 23 条、24 条	○							●	○	
		賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（協議）	契約約款第 25 条	○	○						○		
		賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知について	契約約款第 25 条	○	○								
		賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	契約約款第 25 条	○	○						○		
	単品スライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○						○		
		建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項の運用について	○	○								
		請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○								
		変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○						○		
	インフレスライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用基準	○	○						○		
		建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項の運用基準	○	○								
		請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用基準	○	○								
		建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用基準	○	○								

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議 [広島県]		備考		
					発注者	受注者	提出	提示	その他	監督職員へ 連絡	監督職員へ 納品	電子		紙	
		項に基づく請負代金額の変更について(協議)	25 条第 6 項運用基準												
施工中	インフレスライド条項	変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約款第 25 条第 6 項運用基準	○		○						○			
		スライド調書	建設工事請負契約款第 25 条第 6 項運用基準	○											
		賃金等の変動に基づく請負代金額計算書	建設工事請負契約款第 25 条第 6 項運用基準	○											
		天災による損害	天災その他の不可抗力による損害について(通知)	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○		○						○		
		天災その他の不可抗力による損害について(被災内訳)	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○		○						○			
		天災その他の不可抗力による損害の認定について(通知)	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○											
		天災その他の不可抗力による損害について(協議)	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○		○							○		
		天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○		○							○		
		天災その他の不可抗力による損害額の請求	契約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-39-1	○		○							○		
		支給品	支給品受領書	契約款第 15 条第 3 項	○		○						○		支給品を受領した場合に提出する。
	現場発生品	支給品精算書	共通仕様書 1-1-1-17-3	○		○						○		支給品を受領した場合に提出する。	
		現場発生品調査	共通仕様書 1-1-1-18	○		○						○		現場発生品がある場合に提出する。	
	その他	出来形報告書	共通仕様書 3-1-1-7-2	○		○						○		出来形検査, 指定部分完成検査の際に提出する。	
		産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書 1-1-1-19-2	○		○						○		産業廃棄物を搬出した場合に提示する。 電子マニフェストの場合は, 電子でもよい。	

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議【広島県】		備考		
					発注者	受注者	提出	発注者	監督職員	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		その他	電子
		新技術活用関係資料	共通仕様書 1-1-1-13-6	-		○						●	-	NETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合に報告する。	
施工中	その他	主要資材購入先名簿 理由書	共通仕様書 1-1-3-4 共通仕様書 1-1-3-4	○ ○		○ ○		○ ○				- -	◎ ◎	やむを得ず例外から購入する場合は、理由書を提出する。	
工事完成時	契約関係書類	完成通知書	契約約款第31条1項 共通仕様書 1-1-1-21-1 共通仕様書 1-1-2-13-1	○		○		○				-	◎	終期日の13日前までに監督職員に提出しななければならぬ。	
		検査結果通知書	契約約款第31条第2項	○		○		○							
		引渡書	契約約款第31条第4項	○		○		○					-	◎	
		請求書	契約約款第32条第1項	○		○		○					-	◎	
工事書類		出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-23-8	○		○		○				●	-	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置がわかるように略図を記載する。	
		品質管理表	共通仕様書 1-1-1-24-8	○		○		○				●	-	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。品質の測定位置がわかるように略図を記載する。	
		品質証明書	共通仕様書 3-1-1-8-(1)	-		○		○				●	-	設計図書で定めのある場合は提出する。	
		工事写真	共通仕様書 1-1-1-24-8	-		○		○				●	-	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。電子納品等運用ガイドライン(案)【土木事編】に基づき提出する。(紙の工事写真等は提出不要)	
		総合評価落札方式履行確認資料	広島県建設工事総合評価落札方式実施要領第17	-		○		○		○※		●	-	※検査において検査職員に提示する。	
		創意工夫・社会性等に関する実施状況	共通仕様書 3-1-1-16	-		○		○				●	-	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。	
工事完成図書	工事完成図	共通仕様書 1-1-1-20 共通仕様書 3-1-1-9	-		○		○			●	◎		電子納品等運用ガイドライン(案)【土木事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品		

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				備考		
					発注者	受注者	提出	提示	その他	工事書類作成のための事前協議 [広島県1]			
				○	発注者	受注者	監督職員	発注者	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	紙		
		工事管理台帳	共通仕様書 3-1-1-9	—	○						●	○	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品する。
工事完成図書		施設管理台帳 (道路事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○	○						●	—	道路施設等台帳作成要領に基づき、3部(原図1部、コピー2部)納品する。
工事完成時		施設管理台帳 (急傾斜地崩壊対策事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○	○						●	◎	急傾斜地崩壊対策施設調査要領に基づき納品する。
		施設管理台帳 (砂防事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○	○						●	—	砂防設備台帳作成要領(案)に基づき納品する。
その他		再生資源利用実施工書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書 1-1-1-19-6	○	○			○			●	—	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		再生資源利用促進実施工書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書 1-1-1-19-6	○	○			○			●	—	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		休日取得計画表(実績)	週休2日モデル工事試行要領	○	○			○			●	—	
		休日取得状況表	週休2日モデル工事試行要領	○	○			○			●	—	
その他		低入札価格調査 (工事完成後調査)	共通仕様書 1-1-1-13-5	○	○			○			—	◎	「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」の調査対象工事の場合は、完成検査合格後2か月以内に提出する。



(参考) 必要に応じて添付する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				工事書類作成のための事前協議		備考		
					発注者	受注者	提出	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	その他	電子		紙	
施工中	工事書類 3. 施工状況	その他	コンクリート中の塩分測定表	共通仕様書 1-3-2-2, 1-3-3-4	○	○					●	○			
			くい打ち成績表	共通仕様書 3-2-4-4-4	○	○						●	○	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	
			浸透探傷試験記録書	共通仕様書 3-2-12-3	○	○			○			●	○		
			放射線透過試験記録表	共通仕様書 3-2-12-3	○	○			○			●	○		
			塗装膜厚測定表	共通仕様書 3-2-3-31-16 共通仕様書 3-2-12-11-12	○	○			○			●	○	現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、施工中は提示とし、工事完成後に提出する。 工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い提示する。	
			塗装膜厚測定成績表	共通仕様書 3-2-3-31-16 共通仕様書 3-2-12-11-12	○	○			○			●	○	現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、施工中は提示とし、工事完成後に提出する。 工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い提示する。	
			場所打ち杭（機械掘削）の施工記録	共通仕様書 3-2-4-5-2	○	○			○			●	○	施工中は提示とし、工事完成後に提出する。	
			場所打ちコンクリート杭施工記録表	共通仕様書 3-2-4-5-2	○	○			○			●	○	施工中は提示とし、工事完成後に提出する。	
			鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録	共通仕様書 1-3-7-5	○	○					○		●	○	鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を並び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示

※ (参考) は、様式を定めている工事書類を参考的に示したものであり、その他施工中に必要な工事書類については、設計図書に従い適宜提出又は提示してください。



## 一般国道486号の工事中の光ケーブル線等の切断について（第2報）

### 1 要旨

令和4年9月22日（木）12時ごろ、一般国道486号（ふちゅうしつかわちょう府中市府川町）の舗装補修工事に伴い舗装版をカッターにて切断していたところ、舗装下に埋設されていた光ケーブル線等を切断した。

復旧作業を行い、9月23日4時45分に復旧した。

### 2 概要

発生日時	令和4年9月22日（木）12時ごろ
場 所	一般国道486号（府中市府川町）
原 因	工事着手前の埋設物の確認不足
経 緯	11時ごろ 舗装切断作業を開始 12時ごろ NTTより現地作業員に電波障害が生じている旨の報告を受ける 13時ごろ NTTによる現地確認作業及び試掘段取り 16時ごろ 現地試掘作業を開始 17時ごろ 試掘により光ケーブル線2本とメタル線1本の切断を確認 18時30分 NTTによる復旧作業を開始 4時45分 復旧作業完了

### 3 影響

電話回線（80回線）、フレッツ光（90回線）、専用回線（5回線）  
影響範囲：0.2km<sup>2</sup>（府中市府川町の一部・高木町の一部 下図参照）

### 4 位置図及び状況写真



・建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号，令和元年 9 月 2 日）

（抜粋）

土木工事編 第 7 章 埋設物 第 42 埋設物の事前確認

- 1 発注者は，作業場，工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について，埋設物の管理者の協力を得て，位置，規格，構造及び埋設年次を調査し，その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上，設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。
- 2 発注者又は施工者は，土木工事を施工しようとするときは，施工に先立ち，埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で，細心の注意のもとで試掘等を行い，その埋設物の種類，位置（平面・深さ），規格，構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし，埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や，学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。
- 3 発注者又は施工者は，試掘等によって埋設物を確認した場合においては，その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合，深さについては，原則として標高によって表示しておくものとする。
- 4 施工者は，工事施工中において，管理者の不明な埋設物を発見した場合，必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い，安全を確認した後に措置しなければならない。

・土木工事共通仕様書（令和 4 年 8 月）広島版

（抜粋）

1-1-1-27 工事中の安全確保

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は，建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号，令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は，工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には，当該物件の位置，深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

23. 建設工事における公益占用物件等への事故防止対策

受注者は，建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破損事故等の公益占用物件等への事故防止対策を実施するものとする。

(1) 「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出

受注者は，工事履行場所，資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに，その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。また，事前調査とは，公益占用物件所有者等の担当者と公益占用物件の有無を確認し，それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。

なお，「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り，契約約款に定める工事始期日以降 30 日以内に提出すること。また，「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の 7 日前までに提出すること。